

でに掲げる事務を除き、(12)から(18)まで、(20)から(26)まで、(33)及び(34)に掲げる事務のうち児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るものに限り、大竹市については、(1)から(6)まで及び(12)から(34)までに掲げる事務を除き、安芸高田市及び大崎上島町については、(1)、(2)、(7)から(11)まで及び(19)に掲げる事務に限り、江田島市については、(3)及び(7)から(11)までに掲げる事務を除く」を「市町（広島市を除き、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び神石高原町については(3)に掲げる事務を除き、福山市については(1)から(3)まで、(7)から(11)まで、(19)及び(27)から(31)までに掲げる事務を除き、(12)から(18)まで、(20)、(33)及び(34)に掲げる事務のうち児童厚生施設及び児童家庭支援センターに係るもの並びに(21)から(26)までに掲げる事務のうち児童厚生施設に係るもの）に限り、大竹市及び安芸高田市については(1)、(2)、(7)から(11)まで及び(19)に掲げる事務に限り、竹原市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町及び世羅町については(1)、(2)及び(19)に掲げる事務に限る」に改め、同表の第三号の二中「三次市及び東広島市」を「尾道市、三次市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び世羅町」に改め、同表の第三号の三中「竹原市、三原市、三次市、東広島市及び廿日市市」を「呉市、竹原市、三原市、尾道市、三次市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び世羅町（呉市については、(3)に掲げる事務を除き、(4)に掲げる事務のうち許可の取消しに限る。）」に改め、同表の第四号の二中「尾道市、福山市、三次市及び大竹市」を「三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第四号の三中「三原市、三次市及び東広島市」を「竹原市、三原市、尾道市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び世羅町」に改め、同表の第四号の四から第四号の六までの規定中「福山市、三次市及び東広島市」を「尾道市、福山市、三次市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び世羅町」に改め、同表の第六号の二中「福山市、大竹市、廿日市市及び神石高原町」を「及び福山市」に改め、同表の第七号を次のように改める。

<p>七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下この号において「法」という。）及び医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの（(12)から(49)までに規定するものについては、行う事業が主たる事務所の所在する市の区域を越えない医療法人に係る事務に限る。）</p> <p>(1) 法第八条の二第二項の規定による病院の休止又は再開の届出の</p>	<p>広島市、呉市及び福山市（広島市及び福山市については、(4)に掲げる事務のうち医療法施行</p>
--	--

- 受付
- (2) 法第十二条第一項ただし書の規定による開設者以外の者による病院の管理の許可
 - (3) 法第十二条第二項の規定による医師又は歯科医師の病院の管理者兼任の許可
 - (4) 法第十五条第三項の規定による病院のエックス線装置の設置等の届出及び変更等の届出の受付
 - (5) 法第十六条ただし書の規定による医師の宿直の免除の許可
 - (6) 法第十八条ただし書の規定による病院の専属薬剤師の配置の免除の許可
 - (7) 法第二十三条の二の規定による人員の増員命令又は業務の停止の命令
 - (8) 法第二十四条第一項の規定による病院の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令
 - (9) 法第二十七条の規定による病院の構造設備の検査及び許可証の交付
 - (10) 法第二十八条の規定による病院の管理者の変更命令
 - (11) 法第三十条の規定による弁明の機会の付与(7)、(8)及び(10)に規定する命令に係るものに限る。)
 - (12) 法第四十二条の二第一項の規定による社会医療法人の認定
 - (13) 法第四十二条の二第二項の規定による社会医療法人の認定に係る都道府県医療審議会の意見聴取
 - (14) 法第四十四条第一項の規定による医療法人の設立認可
 - (15) 法第四十五条第二項の規定による医療法人の設立認可に係る都道府県医療審議会の意見聴取
 - (16) 法第四十六条の二第一項ただし書の規定による医療法人の理事の人数の特例の認可
 - (17) 法第四十六条の三第一項ただし書の規定による医療法人の理事長の選出の特例の認可
 - (18) 法第四十六条の四第三項第四号の規定による医療法人の監事の報告の受付
 - (19) 法第四十七条第一項ただし書の規定による医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者たる理事の選任の免除の認可
 - (20) 法第五十条第一項の規定による定款又は寄附行為の変更の認可
 - (21) 法第五十条第三項の規定による定款又は寄附行為の変更の届出の受付
 - (22) 法第五十二条第一項の規定による事業報告書等及び監査報告書の届出の受付
 - (23) 法第五十二条第二項の規定による事業報告書等の閲覧
 - (24) 法第五十五条第三項の規定による医療法人の解散の認可
 - (25) 法第五十五条第四項の規定による医療法人の解散の認可に係る都道府県医療審議会の意見聴取
 - (26) 法第五十五条第五項の規定による医療法人の解散の届出の受付
 - (27) 法第五十七条第四項の規定による医療法人の合併の認可
 - (28) 法第五十七条第五項の規定において準用する法第五十五条第四項の規定による医療法人の合併の認可に係る都道府県医療審議会

規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第二十四条の二に規定するエックス線装置に係るもの及び(9)に掲げる事務に限る。

<p>(29) 法第六十三條第一項の規定による医療法人に対する報告の徴収及び立入検査</p> <p>(30) 法第六十四條第一項の規定による医療法人に対する措置命令</p> <p>(31) 法第六十四條第二項の規定による医療法人に対する業務の停止命令又は役員解任勧告</p> <p>(32) 法第六十四條第三項の規定による医療法人に対する業務の停止命令又は役員解任勧告に係る都道府県医療審議会の意見聴取</p> <p>(33) 法第六十四條の二第一項の規定による社会医療法人に対する認定の取消し又は収益業務の停止命令</p> <p>(34) 法第六十四條の二第二項の規定による社会医療法人に対する認定の取消しに係る都道府県医療審議会の意見聴取</p> <p>(35) 法第六十五條の規定による医療法人の設立認可の取消し</p> <p>(36) 法第六十六條第一項の規定による医療法人の設立認可の取消し</p> <p>(37) 法第六十六條第二項の規定による医療法人の設立認可の取消しに係る都道府県医療審議会の意見聴取</p> <p>(38) 法第六十七條第一項の規定による弁明の機会の付与(14)、(24)、(27)及び(31)に規定する処分に係るものに限る。)</p> <p>(39) 法第六十八條において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十條の規定による医療法人の名称等の決定</p> <p>(40) 法第六十八條において準用する民法第五十六條の規定による仮理事の選任</p> <p>(41) 法第六十八條において準用する民法第五十七條の規定による特別代理人の選任</p> <p>(42) 法第六十八條において準用する民法第七十七條第二項の規定による清算人の届出の受付</p> <p>(43) 法第六十八條において準用する民法第八十三條の規定による清算結了の届出の受付</p> <p>(44) 政令第五條の十一第一項の規定による医療法人台帳の備付け</p> <p>(45) 政令第五條の十一第二項の規定による医療法人台帳の記載事項の通知</p> <p>(46) 政令第五條の十二の規定による登記の届出の受付</p> <p>(47) 政令第五條の十三の規定による役員変更の届出の受付</p> <p>(48) 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号)附則第十條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の法第五十六條第二項の規定による医療法人の残余財産の処分の認可</p> <p>(49) 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第十條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の法第五十六條第三項の規定による医療法人の残余財産の帰属の認可</p>	
--	--

第二条の表の第八号中「市(広島市、三原市、尾道市、福山市、三次市、大竹市及び江田島市を除く。)」を「呉市及び竹原市」に改め、同表の第八号の二中「三原市、三次市、大竹市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大

崎上島町、世羅町及び神石高原町」を「市町（広島市、呉市、竹原市、尾道市及び福山市を除く。）」に改め、同表の第八号の三中「昭和二十四年法律第九十五号。」を削り、「三次市、大竹市、北広島町、大崎上島町」を「福山市、府中市、三次市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町」に改め、同表の第八号の四中「及び身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号。以下この号において「政令」を「、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号。以下この号において「政令」という。）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号。以下この号において「省令」に改め、(14)を(16)とし、(16)の次に次のように加える。

(17) 省令第七条第二項及び第八条第二項の規定による身体障害者手帳の受領
第二条の表の第八号の四(13)の次に次のように加える。

(14) 政令第九条第四項の規定による居住地の変更届出の受付
(15) 政令第九条第六項の規定による居住地の変更届出の受理の通知

第二条の表の第八号の四中「呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町及び世羅町（呉市、竹原市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、坂町及び安芸太田町については(1)に掲げる事務に限り、大竹市及び大崎上島町については(1)及び(6)から(10)までに掲げる事務に限り、江田島市及び北広島町については(6)から(10)までに掲げる事務を除き、世羅町については(1)及び(6)から(10)までに掲げる事務を除く」を「市町（広島市及び福山市を除き、竹原市及び安芸太田町については(6)から(10)までに掲げる事務を除き、府中町、海田町、熊野町及び坂町については(1)に掲げる事務に限る」に改め、同表の第八号の五中「三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、東広島市及び江田島市」を「市町（広島市、竹原市、大竹市、府中町、海田町、熊野町及び坂町を除く。）」に改め、同表の第八号の六中「尾道市、福山市、三次市及び大竹市」を「三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第八号の七中「呉市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市及び江田島市」を「市町（広島市、竹原市、福山市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町及び安芸太田町を除く。）」に改め、同表の第九号を次のように改める。

九 削除

第二条の表の第九号の二中「以下この号において「法」という。）、火薬類取締法施

行令（以下この号において「政令」という。）及び火薬類取締法施行規則（一）を「昭和二十五年法律第百四十九号。以下この号において「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下この号において「政令」という。）及び火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号。」に、「広島市、呉市、竹原市、尾道市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町」を「市町」に改め、同表の第九号の三中「尾道市、福山市、三次市及び大竹市」を「三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、北広島町、世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第九号の四中「三次市及び東広島市」を「尾道市、三次市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び世羅町」に改め、同表の第九号の五中「掲げるもの」の下に「（岩石採取場の区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。）」を加え、「尾道市、福山市、三次市、東広島市、安芸太田町、大崎上島町及び世羅町」を「三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町」に改め、同号の次に次の一号を加える。

<p>九の五の二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号。以下この号において「法」という。）及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第十五条の三の規定による廃棄物の回収等の命令（製剤製造業者等に係る登録を受けた者に係るものに限る。(33)から(42)までにおいて同じ。)</p> <p>(2) 法第二十条第二項の規定による聴聞期日等の公示（(21)及び(23)に規定する取消し並びに(22)に規定する変更命令に係るものに限る。）</p> <p>(3) 法第二十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定毒物使用者の特定毒物の品名及び数量の届出の受付</p> <p>(4) 法第二十二条第一項の規定による業務上取扱者の届出の受付</p> <p>(5) 法第二十二条第二項の規定による業務上取扱者の届出の受付</p> <p>(6) 法第二十二条第三項の規定による事業の廃止等の届出の受付</p> <p>(7) 法第二十二条第四項において準用する法第七条第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の氏名の届出の受付</p> <p>(8) 法第二十四条第四項において準用する法第十五条の三の規定による廃棄物の回収等の命令</p> <p>(9) 法第二十四条第四項において準用する法第十七条第二項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び収去</p> <p>(10) 法第二十四条第四項において準用する法第十九条第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の変更命令</p>	<p>呉市及び福山市</p>
---	----------------

- (11) 法第二十二條第五項において準用する法第十七條第二項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び収去
- (12) 法第二十二條第六項の規定による措置命令
- (13) 法第二十二條第七項において準用する法第二十二條第二項の規定による聴聞期日等の公示(10)に規定する変更命令及び(12)に規定する措置命令に係るものに限る。)
- (14) 法第二十三條の三の規定により知事が行う法第四條第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録
- (15) 法第二十三條の三の規定により知事が行う法第四條第四項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新
- (16) 法第二十三條の三の規定により知事が行う法第七條第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の氏名の届出の受付
- (17) 法第二十三條の三の規定により知事が行う法第九條第一項の規定による登録の変更
- (18) 法第二十三條の三の規定により知事が行う法第十條第一項の規定による届出の受付
- (19) 法第二十三條の三の規定により知事が行う法第十七條第一項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び収去
- (20) 法第二十三條の三の規定により知事が行う法第十九條第一項の規定による設備の改善命令
- (21) 法第二十三條の三の規定により知事が行う法第十九條第二項の規定による登録の取消し
- (22) 法第二十三條の三の規定により知事が行う法第十九條第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の変更命令
- (23) 法第二十三條の三の規定により知事が行う法第十九條第四項の規定による登録の取消し及び業務の停止命令
- (24) 法第二十三條の三の規定により知事が行う法第二十一條第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による特定毒物の品名及び数量の届出の受付
- (25) 政令第十一條第一号の規定による使用者の指定
- (26) 政令第十三條第一号口又はチの規定による実地指導を行う者の指定
- (27) 政令第十六條第一号の規定による使用者の指定
- (28) 政令第十八條第一号口、ニ、ホ又はへの規定による実地指導を行う者の指定
- (29) 政令第二十二條第一号の規定による使用者の指定
- (30) 政令第二十四條第一号口、ニ、ホ又はへの規定による実地指導を行う者の指定
- (31) 政令第二十八條第一号口の規定による使用者の指定
- (32) 政令第三十條第二号イの規定によるくん蒸作業を行う場所の指定
- (33) 政令第三十三條の規定による登録票の交付
- (34) 政令第三十五條第一項の規定による登録票の書換え交付の申請の受付及び書換え交付
- (35) 政令第三十六條第一項の規定による登録票の再交付の申請の受付及び再交付
- (36) 政令第三十六條第三項の規定による登録票の返納の受付

(37)	政令第三十六条の二第一項の規定による登録票の返納の受付
(38)	政令第三十六条の二第二項の規定による登録票の交付
(39)	政令第三十六条の三第一項の規定による登録簿の備付け
(40)	政令第三十六条の八第一項の規定による登録票の交付
(41)	政令第三十六条の八第二項の規定による登録簿の送付
(42)	政令第三十六条の八第三項の規定による登録票の返納の受付

第二条の表の第九号の六中「(15)までに」を「(16)までに」に、「法第二条第二項」を「市町村社会福祉協議会並びに法第二条第二項」に、「同項第四号に規定する事業に限る」を「同項第四号の二に規定する事業のうち障害福祉サービス（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条に規定する療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を行う事業及び同項第七号に規定する事業を除く」に改め、同号(4)中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削り、同号(26)を同号(29)とし、同号(29)の次に次のように加える。

(30) 法第七十三条第一項の規定による寄附金の募集の許可

(31) 法第七十三条第二項の規定による寄附金の募集の許可に係る条件の付加

(32) 法第七十三条第三項の規定による寄附金の募集に係る結果の報告の受付

第二条の表の第九号の六(25)を同号(28)とし、同号(24)を同号(27)とし、同号(23)を同号(26)とし、同号(22)中「調査」の下に「（軽費老人ホームに係るもの及び第二種社会福祉事業（法第二条第三項第七号に規定する事業を除く。）に係るものに限る。(27)から(32)までにおいて同じ。）」を加え、同号(22)を同号(25)とし、同号(25)の前に次のように加える。

(23) 法第六十九条第一項の規定による第二種社会福祉事業の開始の届出の受付

(24) 法第六十九条第二項の規定による第二種社会福祉事業の届出事項の変更及び事

業の廃止の届出の受付

第二条の表の第九号の六中(21)を(22)とし、(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、同号(16)中「(17)から(26)まで」を「(18)から(22)まで及び(26)」に改め、同号(16)を同号(17)とし、同号中(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(6)の前に次のように加える。

(5) 法第四十五条において準用する民法第五十七条の規定による社会福祉法人の特

別代理人の選任

第二条の表の第九号の六中「呉市」を「呉市及び三次市」に改め、同表の第九号の六の二中「(15)までに」を「(16)までに」に、「法第二条第二項」を「市町村社会福祉協議会並びに法第二条第二項」に、「同項第七号に規定する事業」を「同項第四号の二に規定

する事業のうち障害福祉サービス（障害者自立支援法第五条に規定する療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を行う事業並びに同項第七号及び第十号に規定する事業」に、「市の区域」を「市町の区域」に改め、同号(24)を同号(25)とし、同号中(23)を(24)とし、(22)を(23)とし、(21)を(22)とし、(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、同号(18)中「第二条第三項第七号」の下に「及び第十号」を加え、「(19)から(24)」を「(20)から(25)」に改め、同号(18)を同号(19)とし、同号(17)を同号(18)とし、同号(16)中「受付」の下に「法第二条第三項第十号に規定する事業に係るものを除く。(18)において同じ。」を加え、同号(16)を同号(17)とし、同号中(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(6)の前に次のように加える。

(5) 法第四十五条において準用する民法第五十七条の規定による社会福祉法人の特
別代理人の選任

第二条の表の第九号の六の二中「東広島市及び江田島市」を「大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（大竹市については、(1)から(16)までに掲げる事務のうち法第二条第三項第二号に規定する事業を行う社会福祉法人に係る事務を除く。）」に改め、同表の第九号の六の三を削り、同表の第十号中「（広島市、呉市、竹原市、尾道市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町を除く市町については、(54)の事務のうち高压ガスを消費する者（法第二十四条の二に規定する特定高压ガスを消費する者を除く。）に係る立入検査、質問又は収去に限る。）」を削り、同表の第十一号の二中「三次市及び大崎上島町」を「福山市、府中市、三次市、廿日市市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町及び神石高原町」に改め、同表の第十一号の三中「三次市、大竹市」を「三原市、尾道市、三次市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市」に改め、「府中町」の下に「、海田町」を加え、「及び大崎上島町（竹原市、大竹市）」を「、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（三原市、尾道市、府中市、東広島市、廿日市市、海田町、北広島町、世羅町及び神石高原町については(1)に掲げる事務を除き、竹原市）」に改め、同表の第十一号の四中「竹原市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、大崎上島町及び神石高原町」を「市町（広島市、呉市及び世羅町を除く。）」に改め、同表の第十二号中「市町（広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、三次市、庄原市、東広島市及び江田島市を除く。）」を「安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、大崎上島町及び神石高原町」に改め、同表の第十二号の二中(53)を(54)とし、(52)

を(53)とし、(51)を(52)とし、(50)を(51)とし、(49)を(50)とし、(48)を(49)とし、(47)を(48)とし、(46)を(47)とし、(45)を(46)とし、(44)を(45)とし、(43)を(44)とし、(42)を(43)とし、(41)を(42)とし、(40)を(41)とし、(39)を(40)とし、(38)を(39)とし、(37)を(38)とし、(36)を(37)とし、(35)を(36)とし、(34)を(35)とし、(33)を(34)とし、(32)を(33)とし、(31)を(32)とし、同号(30)中「(31)から(34)」を「(32)から(35)」に改め、同号(30)を同号(31)とし、同号(29)を同号(30)とし、同号(28)を同号(29)とし、同号(27)を同号(28)とし、同号(26)を同号(27)とし、同号(25)中「(26)から(29)」を「(27)から(30)」に改め、同号(25)を同号(26)とし、同号(24)を(25)とし、(23)を(24)とし、(22)を(23)とし、(21)を(22)とし、(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(18)の前に次のように加える。

(17) 法第二十八条第八項の規定による土地区画整理組合の事業報告書等の受付

第二条の表の第十二号の二中「尾道市」の下に「、府中市」を加え、「東広島市及び江田島市」を「大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、北広島町及び世羅町」に改め、同表の第十三号中「福山市、三次市及び東広島市」を「竹原市、三原市、尾道市、福山市、三次市、東広島市及び廿日市市（竹原市については、(1)に掲げる事務に限る。）」に改め、同表の第十四号の二中「北広島町」を「廿日市市、安芸太田町、北広島町」に改め、同表の第十四号の二の二中「三次市及び東広島市」を「尾道市、三次市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び世羅町」に改め、同表の第十四号の四中「、府中町、海田町及び安芸太田町」を削り、同表の第十四号の五中「、福山市、世羅町及び神石高原町」を「及び福山市」に改め、同表の第十五号中「市（広島市、呉市、福山市、三次市及び東広島市を除く。）」を「府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市及び江田島市」に改め、同表の第十五号の二中「三次市及び東広島市」を「竹原市、三原市、尾道市、三次市、東広島市及び廿日市市」に改め、同表の第十五号の三中「、府中町、安芸太田町」を削り、同表第十六号を次のように改める。

十六 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号。以下この号において「法」という。）、「薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この号において「政令」という。）及び薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この号において「省令」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの（(5)から(49)まで及び(51)から(78)までに規定するものについては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品又は医療機器に係るものを除く。）	呉市及び福山市
(1) 法第四条第一項の規定による薬局の開設の許可	
(2) 法第四条第二項の規定による薬局の開設の許可の更新	
(3) 法第七条第三項ただし書の規定による薬局の管理者に係る許可	
(4) 法第十条の規定による薬局の休廃止等の届出の受付	

- (5) 法第二十四条第二項の規定による医薬品の販売業の許可の更新（配置販売業に係るものを除く。(10)、(16)、(24)及び(64)から(69)までに
おいて同じ。)
- (6) 法第二十六条第一項の規定による卸売一般販売業の許可
- (7) 法第二十六条第三項ただし書の規定による販売又は授与の許可
- (8) 法第二十七条において準用する法第七条第三項ただし書の規定
による卸売一般販売業の管理者に係る許可
- (9) 法第二十八条第一項の規定による薬種商販売業の許可
- (10) 法第三十八条において準用する法第十条の規定による休廃止等
の届出の受付
- (11) 法第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器等の販売業
及び賃貸業の許可
- (12) 法第三十九条第四項の規定による高度管理医療機器等の販売業
及び賃貸業の許可の更新
- (13) 法第三十九条の三第一項の規定による管理医療機器の販売業及
び賃貸業の届出の受付
- (14) 法第四十条第一項及び第二項において準用する法第十条の規定
による休廃止等の届出の受付
- (15) 法第六十九条第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質
問（薬局製造販売医薬品の製造販売業者（以下「薬局製造販売業
者」という。）及び薬局製造販売医薬品の製造業者（以下「薬局
製造業者」という。）に係るものに限る。(42)から(44)まで、(48)及び
(49)において同じ。)
- (16) 法第六十九条第二項の規定による報告の徴収、立入検査及び質
問
- (17) 法第七十条第一項の規定による医薬品等を業務上取り扱う者に
対する廃棄等の措置命令（医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療
機器の製造販売業及び製造業（薬局製造販売業者及び薬局製造業
者を除く。）、医療機器の修理業並びに配置販売業に係るものを
除く。）
- (18) 法第七十一条の規定による医薬品等の検査命令（薬局製造販売
業者に係るものに限る。(29)、(30)、(35)から(40)まで、(45)から(47)まで、
(51)から(56)まで、(63)及び(72)において同じ。)
- (19) 法第七十二条第三項の規定による構造設備の改善命令又は使用
禁止命令（薬局製造業者に係るものに限る。(31)から(34)まで、(41)、
(57)から(62)まで及び(73)において同じ。)
- (20) 法第七十二条第四項の規定による構造設備の改善命令又は使用
禁止命令（医薬品の販売業については、配置販売業に係るものを
除く。(22)、(23)及び(25)において同じ。)
- (21) 法第七十二条の二の規定による薬局の薬剤師の増員命令
- (22) 法第七十二条の四第一項の規定による業務運営の改善命令
- (23) 法第七十二条の四第二項の規定による是正措置の命令
- (24) 法第七十三条の規定による管理者等の変更命令
- (25) 法第七十五条第一項の規定による許可の取消し及び業務の停止
命令
- (26) 法第七十六条の規定による許可の更新の拒否に係る通知及び弁
明等の機会の付与（(2)、(5)、(12)、(30)及び(32)に規定する許可に係る

- ものに限る。)
- (27) 法第七十七条の六の規定による特定医療機器の販売業者、賃貸業者等に対する指導及び助言
- (28) 法第七十九条第一項の規定による条件等の付与及び変更（薬局開設者、薬局製造販売業者及び薬局製造業者並びに卸売一般販売業、薬種商販売業並びに高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業及び賃貸業に係るものに限る。(78)において同じ。)
- (29) 法第八十一条の規定により知事が行う法第十二条第一項の規定による製造販売業の許可
- (30) 法第八十一条の規定により知事が行う法第十二条第二項の規定による製造販売業の許可の更新
- (31) 法第八十一条の規定により知事が行う法第十三条第一項の規定による製造業の許可
- (32) 法第八十一条の規定により知事が行う法第十三条第三項の規定による製造業の許可の更新
- (33) 法第八十一条の規定により知事が行う法第十三条第五項の規定による書面調査又は実地調査
- (34) 法第八十一条の規定により知事が行う法第十三条第六項の規定による製造業の許可の区分の変更又は追加の許可
- (35) 法第八十一条の規定により知事が行う法第十四条第一項の規定による製造販売の承認
- (36) 法第八十一条の規定により知事が行う法第十四条第九項の規定による製造販売の承認事項の変更の承認
- (37) 法第八十一条の規定により知事が行う法第十四条第十項の規定による製造販売の承認事項の軽微な変更の届出の受付
- (38) 法第八十一条の規定により知事が行う法第十四条の九第一項の規定による製造販売の届出の受付
- (39) 法第八十一条の規定により知事が行う法第十四条の九第二項の規定による製造販売の届出事項の変更の届出の受付
- (40) 法第八十一条の規定により知事が行う法第十九条第一項の規定による製造販売業の休廃止等の届出の受付
- (41) 法第八十一条の規定により知事が行う法第十九条第二項の規定による製造業の休廃止等の届出の受付
- (42) 法第八十一条の規定により知事が行う法第七十二条の四第一項の規定による業務運営の改善命令
- (43) 法第八十一条の規定により知事が行う法第七十二条の四第二項の規定による是正措置の命令
- (44) 法第八十一条の規定により知事が行う法第七十三条の規定による総括製造販売責任者等の変更命令
- (45) 法第八十一条の規定により知事が行う法第七十四条の二第一項の規定による医薬品の承認の取消し
- (46) 法第八十一条の規定により知事が行う法第七十四条の二第二項の規定による医薬品の承認事項の一部変更命令
- (47) 法第八十一条の規定により知事が行う法第七十四条の二第三項の規定による医薬品の承認の取消し及び承認事項の一部変更命令
- (48) 法第八十一条の規定により知事が行う法第七十五条第一項の規定による許可の取消し及び業務の停止命令

- (49) 法第八十一条の規定により知事が行う法第七十七条の四の三の規定による医薬品の回収の報告の受付
- (50) 政令第二条の規定による総取扱処方せん数の届出の受付
- (51) 政令第四条第一項の規定による製造販売業の許可証の交付
- (52) 政令第五条第一項の規定による製造販売業の許可証の書換え交付の申請の受付及び書換え交付
- (53) 政令第六条第一項の規定による製造販売業の許可証の再交付の申請の受付及び再交付
- (54) 政令第六条第四項の規定による製造販売業の許可証の返納の受付
- (55) 政令第七条第一項の規定による製造販売業の許可証の返納の受付
- (56) 政令第八条第一項の規定による製造販売業の許可台帳の備付け
- (57) 政令第十一条第一項の規定による製造業の許可証の交付
- (58) 政令第十二条第一項の規定による製造業の許可証の書換え交付の申請の受付及び書換え交付
- (59) 政令第十三条第一項の規定による製造業の許可証の再交付の申請の受付及び再交付
- (60) 政令第十三条第四項の規定による製造業の許可証の返納の受付
- (61) 政令第十四条第一項の規定による製造業の許可証の返納の受付
- (62) 政令第十五条第一項の規定による製造業の許可台帳の備付け
- (63) 政令第十九条第一項の規定による医薬品の製造販売の承認台帳の備付け
- (64) 政令第四十四条の規定による許可証の交付
- (65) 政令第四十五条第一項の規定による許可証の書換え交付の申請の受付及び書換え交付
- (66) 政令第四十六条第一項の規定による許可証の再交付の申請の受付及び再交付
- (67) 政令第四十六条第三項の規定による許可証の返納の受付
- (68) 政令第四十七条の規定による許可証の返納の受付
- (69) 政令第四十八条の規定による許可台帳の備付け
- (70) 政令第一条第三項（省令第三百三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による薬局開設等の許可申請の添付書類に係る認定（1）、（6）、（9）及び（11）に規定する許可に係るものに限る。）
- (71) 省令第十六条第四項（省令第九十九条第三項、第百条第三項、第百四十一条及び第百五十三条において準用する場合を含む。）の規定による変更届の添付書類に係る認定（製造販売業については薬局製造医薬品の製造販売業に、製造業については薬局製造医薬品の製造業に係るものに限る。）
- (72) 省令第十九条第三項の規定による製造販売業の許可申請の添付書類に係る認定
- (73) 省令第二十五条第三項の規定による製造業の許可申請の添付書類に係る認定
- (74) 省令第百四十四条の規定による販売先等の変更等の届出の受付
- (75) 省令第百四十六条第三項の規定による薬種商販売業の許可申請の添付書類に係る認定
- (76) 省令第百六十条第三項の規定による高度管理医療機器等の販売

業及び賃貸業に係る申請の添付書類に係る認定

(77) 省令第七十四条第四項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業に係る変更届の添付書類に係る認定

(78) 省令第二百四十四条の規定による理由の通知

第二条の表の第十六号の二中「三次市及び東広島市」を「竹原市、三原市、尾道市、三次市、東広島市及び廿日市市（竹原市については、造成等の面積が一万平方米メートル未満のものに限る。）」に改め、同表の第十六号の四中「江田島市」を「竹原市、三原市、尾道市、東広島市、廿日市市、江田島市」に改め、「大崎上島町」の下に「（竹原市については、(2)に掲げる事務を除く。）」を加え、同表の第十六号の五中「三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町及び世羅町（海田町、熊野町及び坂町）を「市町（広島市、呉市、福山市、大竹市及び北広島町を除き、海田町、熊野町、坂町及び安芸太田町」に改め、同表の第十六号の六中「尾道市」の下に「福山市」を加え、同表の第十七号の二中「当該」を削り、「場合」を「もの並びに砂利採取場の区域が二以上の市町の区域にわたるもの」に、「尾道市、福山市、三次市、東広島市、安芸太田町、大崎上島町及び世羅町」を「三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第十七号の三中「三次市」の下に「東広島市及び大崎上島町」を加え、同表の第十八号中「三次市及び東広島市」を「竹原市、三原市、尾道市、三次市、東広島市及び廿日市市（竹原市については、開発行為等の面積が一万平方米メートル未満のものに限る。）」に改め、同表の第十九号中「府中市、大竹市、廿日市市及び」を削り、同表の第十九号の二(24)中「第五十条の六第一項」を「第五十条の六」に改め、同号(96)を同号(101)とし、同号中(95)を(100)とし、(94)を(99)とし、(93)を(98)とし、(92)を(97)とし、(91)を(96)とし、(90)を(95)とし、(89)を(94)とし、(88)を(93)とし、(87)を(92)とし、(86)を(91)とし、(85)を(90)とし、(84)を(89)とし、(83)を(82)とし、(82)を(87)とし、(81)を(86)とし、(80)を(85)とし、(79)を(84)とし、(78)を(83)とし、(77)を(82)とし、同号(76)中「(78)から(83)」を「(82)から(87)」に改め、同号(76)を同号(81)とし、同号中(75)を(80)とし、(74)を(79)とし、(73)を(78)とし、(72)を(77)とし、(71)を(76)とし、(70)を(75)とし、(69)を(74)とし、(68)を(73)とし、(67)を(72)とし、(66)を(71)とし、(65)を(70)とし、(64)を(69)とし、(63)を(68)とし、(62)を(67)とし、(61)を(66)とし、(60)を(65)とし、(59)を(64)とし、(64)の前に次のように加える。

(63) 法第百十八条の三十第一項の規定による第二種市街地再開発事業に係る事業代
行の開始決定

第二条の表の第十九号の二(58)中「第百十八条の六第一項」の下に「（同条第四項の規

定により準用する場合を含む。」を加え、同号(58)を同号(62)とし、同号(57)中「第一百七十七条第三項」の下に「(法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号(57)を同号(61)とし、同号(61)の前に次のように加える。

- (60) 法第百十七条第二項(法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。)
()の規定による事業代行の終了の公告

第二条の表の第十九号の二(56)中「第一百七十七条第一項」の下に「(法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。)」を、「公告」の下に「及び通知の受付」を加え、同号(56)を同号(59)とし、同号(59)の前に次のように加える。

- (58) 法第百十六条の規定による組合債務の保証契約の締結

第二条の表の第十九号の二(55)中「第百十四条」の下に「(法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号(55)を同号(57)とし、同号(54)中「第百十三条」の下に「(法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号(54)を同号(56)とし、同号中(53)を(55)とし、(52)を(54)とし、(51)を(53)とし、(50)を(52)とし、(49)を(51)とし、(48)を(50)とし、(47)を(49)とし、(46)を(48)とし、(45)を(47)とし、(44)を(46)とし、同号(43)中「(44)から(49)」を「(46)から(50)」に改め、同号(43)を同号(45)とし、同号中(42)を(44)とし、(41)を(43)とし、(40)を(42)とし、(39)を(41)とし、(38)を(40)とし、(37)を(39)とし、(36)を(38)とし、(35)を(37)とし、(34)を(36)とし、(33)を(35)とし、(32)を(34)とし、(31)を(33)とし、(30)を(32)とし、(29)を(31)とし、(31)の前に次のように加える。

- (30) 法第二十七条第七項の規定による市街地再開発組合の事業報告書等の受付

第二条の表の第十九号の二(28)を同号(29)とし、同号(27)を同号(28)とし、同号(26)中「第五十条の六第一項」を「第五十条の六」に改め、同号(26)を同号(27)とし、同号(25)中「第五十条の六第一項」を「第五十条の六」に改め、同号(25)を同号(26)とし、同号(26)の前に次のように加える。

- (25) 法第百十六条第二項(法第三十八条第二項、法第五十条の六及び法第五十条の九第二項において準用する場合を含む。)
()の規定による意見書の受付

第二条の表の第十九号の二中「尾道市」の下に「、府中市」を加え、「東広島市及び江田島市」を「大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、北広島町及び世羅町」に、「(41)から(48)まで、(50)、(51)及び(76)から(82)」を「(43)から(50)まで、(52)、(53)及び(81)から(87)」に改め、同表の第十九号の三中「竹原市」の下に「、三原市、尾道市」を、「庄原市」の下に「、大竹市、東広島市、廿日市市」を加え、「及び大崎上島町」を「、北広島町、大崎上島町及び神石高原町」に改め、同表の第十九号の四中「大崎上島町」の下に「、世羅町」を加え、同表の第二十号中「福山市、三次市及び東広島市」を「尾道市、福山市、三次

市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び世羅町」に改め、同表の第二十号の二〔39〕を「〔39〕」に改め、同号〔39〕を同号〔40〕とし、同号〔38〕を同号〔39〕とし、同号〔37〕を同号〔38〕とし、同号〔36〕中「〔37〕」を「〔38〕」に改め、同号〔36〕を同号〔37〕とし、同号中〔35〕を〔36〕とし、〔34〕を〔35〕とし、〔33〕を〔34〕とし、〔32〕を〔33〕とし、〔31〕を〔32〕とし、〔30〕を〔31〕とし、〔29〕を〔30〕とし、〔28〕を〔29〕とし、〔27〕を〔28〕とし、〔26〕を〔27〕とし、同号〔24〕中「〔25〕から〔30〕まで及び〔33〕」を「〔26〕から〔31〕まで及び〔34〕」に改め、同号〔24〕を同号〔25〕とし、同号中〔23〕を〔24〕とし、〔22〕を〔23〕とし、〔21〕を〔22〕とし、〔20〕を〔21〕とし、〔19〕を〔20〕とし、〔18〕を〔19〕とし、〔17〕を〔18〕とし、〔16〕を〔17〕とし、〔15〕を〔16〕とし、〔14〕を〔15〕とし、〔13〕を〔14〕とし、〔12〕を〔13〕とし、〔11〕を〔12〕とし、〔12〕の前に次のように加える。

(11) 法第九条第六項の規定による欠格事項に該当した場合の届出の受付

第二条の表の第二十号の二中「尾道市」の下に「、府中市」を加え、「安芸高田市、坂町及び大崎上島町（安芸高田市及び坂町については〔32〕に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る）を〔32〕に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものを除く」を「廿日市市、安芸高田市、江田島市、坂町、大崎上島町及び世羅町（安芸高田市及び坂町については、〔33〕に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る）」に改め、同表の第二十号の三及び第二十号の四中「三次市」の下に「、東広島市及び大崎上島町」を加え、同表の第二十一号の二中「及び東広島市」を「、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、大崎上島町及び世羅町」に改め、同表の第二十一号の三中「及び大竹市」を「、府中市、大竹市及び廿日市市」に改め、同表の第二十一号の四中「尾道市、三次市、東広島市、安芸高田市及び大崎上島町」を「三原市、尾道市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、大崎上島町及び世羅町」に改め、同表の第二十二号中「、廿日市市、大崎上島町及び神石高原町」を削り、同表の第二十二号の二中〔94〕を〔96〕とし、〔93〕を〔95〕とし、〔92〕を〔94〕とし、〔91〕を〔93〕とし、〔90〕を〔92〕とし、〔89〕を〔91〕とし、〔88〕を〔90〕とし、〔87〕を〔89〕とし、〔86〕を〔88〕とし、〔85〕を〔87〕とし、〔84〕を〔86〕とし、〔83〕を〔85〕とし、〔82〕を〔84〕とし、〔81〕を〔83〕とし、〔80〕を〔82〕とし、〔79〕を〔81〕とし、〔78〕を〔80〕とし、〔77〕を〔79〕とし、〔76〕を〔78〕とし、〔75〕を〔77〕とし、〔74〕を〔76〕とし、〔73〕を〔75〕とし、〔72〕を〔74〕とし、〔71〕を〔73〕とし、〔70〕を〔72〕とし、〔69〕を〔71〕とし、〔68〕を〔70〕とし、〔67〕を〔69〕とし、〔66〕を〔68〕とし、〔68〕の前に次のように加える。

(66) 法第百五条において準用する医療法第十五条第三項の規定による介護老人保健施設のエックス線装置の設置等の届出及び変更等の届出の受付

(67) 法第百五条において準用する医療法第三十条の規定による弁明の機会の付与

第二条の表の第二十二号の二中「三次市（」の下に「呉市については」を加え、「〔71〕

(73)から(77)まで及び(83)から(88)までに掲げるものについては三次市に限る」を「(73)、(75)から(79)まで及び(85)から(90)までに掲げる事務を除き、三次市については(66)に掲げる事務を除く」に改め、同表の第二十二号の三中「呉市、三原市、尾道市、福山市、三次市、安芸高田市、江田島市、熊野町、大崎上島町及び神石高原町」を「市町（広島市を除く。）」に改め、同表の第二十二号の四中「除き、呉市については(3)に掲げる事務に限る」を「除く」に改め、同表の第二十三号の二中「三次市」の下に「、東広島市及び大崎上島町」を加え、同表の第二十三号の三中「福山市」の下に「、東広島市、廿日市市及び神石高原町」を加え、同表の第二十三号の四中「尾道市、三次市、大竹市及び大崎上島町」を「三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、大崎上島町、世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第二十四号中「平成十七年法律第百二十三号。」を削り、同表の第二十四号の二中「三次市及び安芸高田市（呉市については(18)から(25)まで、(32)及び(33)に掲げる事務に限り、」を「府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（」に、「三次市及び安芸高田市については」を「府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、大崎上島町、世羅町及び神石高原町については」に改め、同表の第二十九号の三中「及び庄原市」を「、庄原市及び廿日市市」に改め、同表の第三十号中「三原市、尾道市、三次市及び廿日市市」を「三次市」に改め、同表の第三十号の二中「尾道市」を「呉市、尾道市」に、「三次市、江田島市」を「府中市、三次市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町」に改め、同表の第三十号の四中「及び神石高原町」を削り、同表の第三十一号中「三原市」を「呉市、三原市」に、「及び江田島市」を「、江田島市及び大崎上島町」に改め、同表の第三十一号の二中「、三次市」を削り、「及び大崎上島町」を「、大崎上島町及び神石高原町」に改め、同表の第三十三号中「及び三次市」を「、三次市、東広島市及び大崎上島町」に、「三次市にあつては」を「三次市、東広島市及び大崎上島町にあつては」に改め、同表の第三十三号の三中「三次市及び大崎上島町」を「府中市、三次市、廿日市市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町及び神石高原町」に改め、同表の第三十五号中「第六号(3)」の下に「、第七号(7)、(8)、(10)、(30)、(33)、(35)及び(36)」を加え、「、第九号(2)及び(8)」を削り、「第九号の六(10)、(12)、(14)及び(23)から(26)」を「第九号の五の二(1)、(8)、(10)、(12)及び(20)から(23)まで、第九号の六(11)、(13)、(15)及び(26)から(29)」に改め、「第九号の六の二(10)、(12)、(14)及び(19)から(21)」を「第九号の六の二(11)、(13)、(15)及び(20)から(22)」に改め、「、第九号の六の三(10)、(12)、(14)及び(25)から(28)まで」を削り、「第十二号の二(28)、(29)、(35)、(36)、(40)、(41)及び(44)」を「第十二号の二(29)、(30)、(36)、(37)、(41)、(42)及び(45)」に改め、「第十

五号の三(6)、(7)及び(9)の下に「、第十六号(17)から(25)まで及び(42)から(48)まで」を加え、
〔(46)、(47)、(50)、(60)、(61)、(62)、(66)、(67)、(70)、(73)、(74)、(81)及び(82)を〔(48)、(49)、(52)、(65)、(66)、(67)、(71)、(72)、(75)、(78)、(79)、(86)及び(87)〕に、「第二十号の二(11)、(12)、(14)及び(33)を〔第二十号の二(12)、(13)、(15)及び(34)〕に、〔(75)、(78)、(86)、(89)及び(94)を〔(77)、(80)、(88)、(91)及び(96)〕に改める。〕

第三条の表の第一号中「、安芸太田町、北広島町及び神石高原町」を削り、同表の第一号の二中「市町(竹原市、三原市、三次市、東広島市及び廿日市市を除く。)」を「府中市、庄原市、大竹市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町及び神石高原町」に改め、同表の第二号の二及び第二号の三中「、安芸太田町、北広島町及び神石高原町」を削り、同表の第三号中「昭和二十三年政令第三百二十六号。」を削り、同号(1)中「、法第八条の二第二項」及び「、法第十二条第一項及び第二項」を削り、「法第十二条の二」を「法第十二条の二第一項」に、「法第十六条ただし書、法第十八条ただし書」を「政令第三条の三」に、「、政令第四条の二第一項」を「並びに政令第四条の二第一項」に改め、「、省令第二十五条、省令第二十六条、省令第二十七条第一項、第二項及び第三項、省令第二十七条の二、省令第二十八条第一項及び第二項並びに省令第二十九条第一項(エックス線装置に係るものを除く。)、第二項及び第三項」を削り、同号(3)中「(平成十八年法律第八十四号)」を削り、同号(3)を同号(5)とし、同号(5)の前に次のように加える。

(4) 政令第五条の十二及び政令第五条の十三の規定による医療法人に関する届出の受付

第三条の表の第三号(2)中「、法第六十八条において準用する民法第五十七条」を「並びに法第六十八条において準用する民法第四十条、同法第五十六条、同法第五十七条」に、「第八十三条、政令第五条の十二並びに政令第五条の十三」を「第八十三条」に改め、同号(2)を同号(3)とし、同号(3)の前に次のように加える。

(2) 法第八条の二第二項、法第十二条第一項ただし書及び第二項、法第十五条第三項(省令第二十四条の二に規定するエックス線装置に係るものを除く。)、法第十六条ただし書並びに法第十八条ただし書の規定による病院等に関する許可及び届出の受付

第三条の表の第三号中「福山市」の下に「(呉市については(1)及び(3)から(5)までに掲げる事務に限る(3)から(5)までに規定する事務については、行う事業が主たる事務所の所在する市の区域を越えない医療法人に係るものを除く。)。」を加え、同表の第六号を次のように改める。

六 削除

第三条の表の第十号中「市町（都市計画法第五条第一項の規定による都市計画区域を有する市町に限る。）」を「安芸高田市、府中町、海田町、熊野町及び坂町」に改め、同表の第十号の二中「安芸太田町、北広島町及び神石高原町」を削り、同表の第十二号中「市町（広島市、呉市、福山市、三次市及び東広島市を除く）」を「竹原市、府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（竹原市については、(2)に掲げる事務に限る）」に改め、同表の第十三号の二中「安芸太田町、北広島町及び神石高原町」を削り、同表の第十四号を次のように改める。

<p>(薬事法関係)</p> <p>十四 薬事法（以下この号において「法」という。）、薬事法施行令（以下この号において「政令」という。）及び薬事法施行規則（以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第四条第一項及び第二項、法第七条第三項ただし書、法第十条、政令第二条、政令第四十四条第一項、政令第四十五条第一項、政令第四十六条第一項及び第三項並びに政令第四十七条の規定による薬局に関する許可、許可の更新、届出の受付並びに許可証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受付</p> <p>(2) 法第二十四条第二項、法第二十六条第一項及び第三項ただし書、法第二十七条において準用する法第七条第三項ただし書、法第二十八条第一項、法第三十八条において準用する法第十条、政令第四十四条第一項及び第二項、政令第四十五条第一項、政令第四十六条第一項及び第三項、政令第四十七条並びに省令第四百四十四条第一項の規定による医薬品の販売業（配置販売業に係るものを除く。）に関する許可、許可の更新、届出の受付並びに許可証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受付</p> <p>(3) 法第八十一条の規定により知事が行う法第十二条第一項及び第二項、法第十三条第一項及び第三項、法第十四条第一項、第九項及び第十項、法第十四条の九第一項及び第二項、法第十七条第四項において準用する法第七条第三項ただし書、法第十九条第一項及び第二項並びに法第七十七条の四の三、政令第四条第一項、政令第五条第一項、政令第六条第一項及び第四項、政令第七条第一項、政令第十一条第一項、政令第十二条第一項、政令第十三条第一項及び第四項並びに政令第十四条第一項の規定による医薬品の製造販売業等に関する許可、許可の更新、承認、届出の受付並びに許可証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受付（政令第十八条第一項に掲げるものに係るものに限る。）</p>	広島市
--	-----

第三条の表の第十六号中「市町（法第三条第一項の規定による宅地造成等規制区域を有する市町）」を「竹原市、府中市、大竹市、江田島市、府中町、海田町、熊野町及び坂

町（竹原市については、造成等の面積が一万平方米以上のもの）に改め、同表の第十七号中「市町」の下に「（広島市及び福山市を除く。）」を加え、同表の第十八号中「町（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十三条第四項に規定する福祉に関する事務所を設置する町を除く。）」を「府中町、海田町、熊野町及び坂町」に改め、同表の第十八号の二中「、安芸太田町、北広島町及び神石高原町」を削り、同表の第十八号の三中「東広島市、廿日市市、安芸高田市及び大崎上島町」を「府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第十九号中「市町（三次市及び東広島市を除く）」を「竹原市、府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（竹原市については、開発行為等の面積が一万平方米以上のものに限る）」に改め、同表の第二十号中「市町（都市計画法第五条第一項の規定による都市計画区域を有する市町に限る。）」を「福山市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町及び坂町」に改め、同表の第二十二号の二及び第二十二号の三中「東広島市、廿日市市、安芸高田市及び大崎上島町」を「府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第二十二号の四中「尾道市」の下に「、府中市、庄原市、大竹市」を加え、「及び大崎上島町」を「、江田島市、大崎上島町、世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第二十五号中「平成九年法律第二百二十三号。」を削り、同表の第二十五号の二中「東広島市、廿日市市、安芸高田市及び大崎上島町」を「府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第二十五号の二の二中「竹原市」を「呉市、竹原市、三原市」に改め、「、東広島市、廿日市市」を削り、「神石高原町」を「世羅町」に改め、同表の第二十六号中「市町（三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市、北広島町及び世羅町を除く。）」を「府中町、海田町、熊野町及び坂町」に改め、同表の第二十六号の二から第二十六号の九までの規定中「、安芸太田町、北広島町及び神石高原町」を削り、同表の第二十七号の二中「廿日市市、大崎上島町及び神石高原町」を「広島市」に改め、同表の第二十八号を次のように改める。

二十八 削除

第三条の表の第二十九号の二中「東広島市」を「府中市、庄原市、大竹市」に、「及び大崎上島町」を「、江田島市、世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第三十号中「市町」の下に「（広島市を除く。）」を加える。

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。

第二条の表の第十一号の三中「三原市、尾道市、府中市、東広島市、廿日市市、海田町、北広島町、世羅町及び」を削る。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十年六月一日から施行する。